
新 東 工 場 整 備 運 営 事 業

対 面 的 対 話 の 確 認 事 項 ・ 回 答

令和4年2月18日

長 崎 市

対面的対話の確認事項・回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	要求水準書		添付資料 3-2			敷地A平面図	プラスチック製容器包装選別施設、ストックヤードおよび災害廃棄物仮置場への動線を計画するために添付資料3-2の PDF246頁 敷地A平面図のCAD図については、「必要に応じて、受注者に提供します。」とご回答ですが、現時点ではネット地図情報をもとに想定でしか設定できない状況です。想定設定したものについては対面的対話補足説明資料としてお示しますが、非常に不確定な状況となっております。受注後のご提供されたものにより設計変更等が生じることを回避するためにも、再度CAD図についてのご提供をお願いいたします。	参加資格審査を通過した応募者のうち、希望する者にCADデータを提供します。 提供を希望する場合は、代表企業が以下まで電子メールにて申し出てください。 また、電子メールを送付後、電話により着信の確認を行ってください。 【申出期間】 対面的対話の確認事項・回答の公表日から令和4年3月25日（金）まで 【連絡先】 長崎市 環境部 環境整備課 電子メール：shin_higashikojo@city.nagasaki.lg.jp 電話：095-829-1257
2	要求水準書	65	第2部 第6章	第2節	2.1	受入れ・供給設備 (1)計量機5)	⑩ 計量機の前後「待機スペースの停車区画」に関して「添付図 図1」でお示しますが、要求事項を満足しているかのご確認をお願いいたします。	待機スペースの停車区画は、搬入物の確認やトイレ利用等を想定しており、計量機の前後、各2か所の路肩部分に車両2台以上が停車可能な停車スペースを設ける等、搬入及び搬出車両動線の妨げのない位置でご提案下さい。
3	要求水準書	57	第2部 第5章	第2節	2.2	4) 一般車両（見学者等）	質問事項（第1回）では、「プラスチック製容器包装選別施設まで移動し、選別作業も含めた見学を行っており、新工場稼働後も同様に行います。」とご回答でしたが「添付図 図2」でお示しする見学者ルートで問題ないかご確認をお願いします。また災害廃棄物仮置き場利用者が管理棟に設けられてトイレ利用までのルートに関してもあわせてご確認をお願いいたします。	見学において工場からプラスチック製容器包装選別施設までの移動は、見学者の車両にて移動することを基本としているが、徒歩できた見学者は、徒歩で移動するため、車両経路に加え、徒歩経路も確保すること。また、その他敷地内の車両動線と分離することを原則として、安全に配慮した経路でご提案ください。 また、災害廃棄物仮置き場利用者のトイレ利用動線については、ご提示の迂回路ではなく、災害廃棄物仮置き場南側から最短経路とすることを踏まえ、要求水準書添付資料 1（稼働後）に示すとおりご提案ください。
4	要求水準書	57	第2部 第5章	第2節	2.2	5) 災害廃棄物仮置場(グラウンド)関係車両	「要求水準書 添付資料1」の建設中及び稼働後に示されている災害廃棄物仮置場への動線として資源ごみストックヤードの北側に片側一方向の動線整備要求がありますが、北側は下傾斜の斜面となっているようですが、一車線の通路であれば大きな造成工事を伴わずに整備可能という理解でよろしいでしょうか。	災害廃棄物仮置場への動線は、片側一方向に限るものではありません。施設全体の動線を総合的に勘案し、安全に配慮した動線をご提案下さい。また、災害発生時には10トン車等の大型車両が安全に通行できるよう配慮してください。そうすることで、通常時利用の際は2車線の対面通行も選択肢になり得ると考えます。また、工事期間中の車両動線を完全に分離する上でも有効と考えます。
5	要求水準書	24	第1部 第1章	第2節	2.7	仮設	仮設事務所などの用地については、質問回答（第1回）では「受注者と個別に協議します。」とご回答でしたが、仮設用地事務所使用可能範囲によって敷地外必要用地費用が変わり、入札価格へ影響が生じます。現時点では「添付図 図3」をお示しいたしますので、使用範囲として問題ないかご確認をお願いします。	③は、使用可とします。ただし、施設運営に支障がないことを条件とします。 ①、②、④及び⑤は、使用不可とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
6	要求水準書	186	第3部 第4章	第1節	表3-4-1	騒音・振動	騒音及び振動の測定箇所については、令和3年11月「新東工場建設事業に係る環境影響評価準備書」内で使用されている配置図「添付図 図4」の赤枠「対象事業実施区域」境界より4か所、他民地1か所程度を最終的に貴市との協議の上決定するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、詳細な測定場所は、協議により決定することとします。
7	要求水準書	55	第2部 第5章	第1節	1.2	計画の条件(7)	「二酸化炭素の将来的な利用の可能性を見据えた設備の配置を市と協議すること。」については契約後、実施設計の中で将来設備としてシステム・配置等の協議を行うという全体で本提案では現時点で想定している条件下での配置スペースをご提示することで要求事項を満たしているとの理解で宜しいでしょうか。本事業提案の基本的な考え方を「添付図 図5」でお示しますので、今回の要求事項として満足しているものかのご確認をお願いいたします。	「二酸化炭素の将来的な利用の可能性を見据えた設備の配置を市と協議すること」については、新東工場を建設する際、ごみ焼却施設の内部機器設備の配置を検討するにあたって、将来的な二酸化炭素の利用を見据え、二酸化炭素を容易に取り出せるように配管スペースを確保することや排ガスから二酸化炭素だけを抽出する設備の設置等が必要になることなど現時点で考えられる範囲で考慮した配管スペースを確保する等の提案を想定したものです。 実証設備の設計・設置につきましては、実施費用も含め本事業対象外です。
8	要求水準書	10	第1部 第2章	第1節	1.6 ユーティリティ条件	(1)電気	新東工場から各施設への配線移設については、質問事項（第1回）では「移設する配線については、既存ルートのみ架空配線も可とし、新設ルートは、原則地中埋設とする。詳細は実施設計時によることとします。一時的（暫定）な配線移設については、お見込みのとおりですが、加えて、現東工場並びに周辺施設利用者及び従事者への安全性を確保することも条件とします。」とご回答ですが、提示した内容で施工計画上の基本的考え方として問題ないかご確認をお願いいたします。	受注者と配置計画が確定した後に実施設計時に協議することとします。
							今回のご提示した内容で提案・積算を行うので、確認をお願いします。 ユーティリティ条件については、実施設計時に設計図書として提出するので、必要に応じて協議をお願いします。	前段は、現場の状況を勘案し、配置計画等決定した後の検討の中で、協議を行うべき内容であると考えため、実施設計時の回答としております。 したがって、その際に市がどういった判断をした場合でも対応できるよう提案してください。 後段は、実施設計時に協議することとします。
9	要求水準書	10	第1部 第2章	第1節	1.6 ユーティリティ条件	(2)上水道／(3)排水 ／(6)通信／(7)熱供給	インフラ更新概要を提示いたしますのでご確認をお願いいたします。	受注者と配置計画が確定した後に実施設計時に協議することとします。
							今回のご提示した内容で提案・積算を行うので、確認をお願いします。 ユーティリティ条件については、実施設計時に設計図書として提出するので、必要に応じて協議をお願いします。	前段は、現場の状況を勘案し、配置計画等決定した後の検討の中で、協議を行うべき内容であると考えため、実施設計時の回答としております。 したがって、その際に市がどういった判断をした場合でも対応できるよう提案してください。 後段は、実施設計時に協議することとします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
10	落札者決定基準					地域貢献	<p>「本事業の実施に関して市内業者又は認定市内業者の活用と現地調達に最大限配慮した計画である。」について、様式第15号-5-1（別紙1）では、「※3 市内業者への発注額として計上できるのは、二次下請までとする。」との記載要領になっておりますが、対象業者が協力企業として代表企業との間で企業体を構成している場合、地域貢献額の記載については一次下請欄への記載とすることよろしいでしょうか。</p>	<p>地域貢献額については、入札公告時の公表資料に記載しているとおおり、いわゆる地元企業に発注される工事や資材調達額等のことを示しております。（様式に一次下請欄はありません。）</p> <p>長崎市は、契約書、注文書・請書等でその金額及びその流れを確認します。地元貢献額については、純粋に地元企業が得た額となりますので、地元以外の下請け発注額については控除します。</p> <p>なお、公表資料の中に「市内業者への発注額として計上できるのは、二次下請までとする」の条件は改め、確認の出来る範囲とします。（金額が確認できれば三次下請以降も計上してよい。）</p> <p>長崎市は、地元企業の活性化及び技術力向上も期待し、長崎市民の雇用を守り地域に根差した多くの地元企業への発注を望みます。</p> <p>また、様式15-5-1別紙1「1. 市内業者又は認定市内業者に係る貢献金額」※3の内容については、今回の対面的対話内容をもとに読み替えてください。</p>
11	様式集（EXCEL版）	69	様式第15号-5-1（別紙1）			地域経済への貢献金額	<p>1回目の質問回答として貢献金額は様式第15号-5-1（別紙1）の記載ルールに従うようご指示がありました。市内業者の定義については、「長崎市に本店を有する者」と記載ですので、長崎市内に本店があれば長崎市資格者名簿へ地域区分”市内”の登録までは問わないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、市内における本店としての営業年数が1年以上あるものに限りです。</p>
12	要求水準書	28	第2部第2章	第2節	2.13	地域経済への貢献	<p>「(4) 上記を踏まえ、本事業の入札価格に占める地元経済への貢献金額が少なくとも30%以上となるような提案に努めること。」と記載があります。ご要求を満足すべく最大限の検討を行い提案させて頂きますが、「30%以上」については、提案時において必ず充足させなければいけない条件ではないと理解してよろしいでしょうか。の質問回答（第1回）として、お見込みのとおりであり、「30%以上となるような提案に努めること。」が、提案時において必ず充足することが必要な条件です。」とご回答でした。「30%以上となるような提案に努めること。」に関しての履行確認の要領についてご教示願います。</p>	<p>提案時は、様式第15号-5-1（別紙1）の入札価格に占める比率のチェック欄にて確認を行います。</p> <p>最終的には、工事終了後、運営状況の確認の際に、地域経済への貢献金額を確認します。</p>
13	要求水準書	157	第2部第7章	第2節	2.5	東部環境センター内部改修工事	<p>「東部環境センターは、現東工場から熱、電気、水等の供給を行っている。現東工場が稼働停止した後も、東部環境センターの機能が維持できるよう工事及び必要な申請・届出を行うこと」と要求がありますが、図面類（建築図面、設備図面）は開示されておらず、他入札公告資料でも施設計画、見積条件を確認することができません。従って、入札時は事業者にて見積条件を想定した上で提案内容、価格についてご提示をさせていただきます。一方、受注後の協議の中で、見積条件と大きく条件が乖離するものがあつた場合、契約変更対象でご協議頂けるとの理解でおります。ご確認をお願いいたします。</p>	<p>参加資格審査を通過した応募者のうち、希望する者に参考図として既存図のデータを提供します。</p> <p>提供を希望する場合の対応は、No1に示す回答のとおりです。</p>
14	要求水準書	179	第3部第3章	第2節	2.9	(5) 運営マニュアル	<p>「維持管理業務に関しては、施設稼働後20年1カ月間で作成するもの」について、この1カ月とは運営事業終了の直後1カ月についてを指すものと理解しますが、その意図を具体的にお聞かせいただけないでしょうか。</p>	<p>事業引継ぎに対する対応の充実性を期待しての設定です。</p>

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
15	落札者決定基準	7				表3 小項目①長寿命化	「事業期間終了”後”の性能確認方法及び次期運営事業者への引継ぎ方法の具体性と妥当性のある提案であるか。」と記載されていますが、”運営終了時（事業期間終了時）”の性能確認との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	入札説明書等に関する質問回答第1回						入札説明書等に関する質問回答（第1回）の質問番号60 特別目的会社(SPC)は、落札者決定後速やかに市内のいずれかの場所に一旦設立した後、運営事業開始時に新東工場内に移すことは可能でしょうか。	運営事業開始時に新東工場内でSPCが事務を行うスペースを提供することは可能ですが、SPCが公共施設である新東工場へ法人登記することは不可とします。